



マーシャル方面遺族会
 (旧タウゼリン方面戦没者遺族会)
 〒103 東京都中央区
 日本橋人形町1-8-2
 電話 03-661-8760
 振替口座東京 0-93487 番
 編集兼発行人 佐藤宗丕



明治天皇御宸筆 — 靖国神社御本殿に奉掲 —

明治七年一月二十七日招魂社にいたりて
 我國の 為をつくせる 人々の
 名もむさし野に とむる玉かき
 ▲明治天皇が初めて靖国神社に行幸
 された御歳二十二歳の時の御製▼

昭和六十一年

慰霊祭と総会の御案内

会長 佐藤 宗 丕

明けておめでとうでございます。

会員の皆様にはお健やかに新しい歳をお迎えのことと存じます。昨年は私共の待望久しかった靖国神社公式参拝が実現し、意義ある年になりました。恒例の慰霊祭と総会を次の通り行いますのでお誘い合せ御参集下さい。

日 時 昭和六十一年二月九日(日)

午前九時集合 靖国神社参集所

慰霊祭 午前十時より昇殿参拝

定期総会 午前十一時より参集所で行います

議題 諸報告 会則一部改正 会務計画 予算

※昨年から、慰霊祭は、御家族皆様と一緒に参拝できるよう、二月の第二日曜日になりました。

◎九段会館に宿泊を希望される方は、同封のがきに、宿泊月日、住所、氏名、電話番号、性別年齢を記入し、料金を添え一月十五日迄にお申込み下さい。料金は一泊二食付七、三〇〇円です。

◎直会旅行会を例年のとおり次のように行います。

乗物 往復とも大型観光バス

宿泊 箱根湯本温泉湯本ホテル

電話 〇四六〇一五七七一(代)

費用 小学生以上 一九、〇〇〇円(九日、十日の各昼食、

宿泊料、飲み物、参観見学科・記念品、おみやげ代共) 一月十五日迄に住所、氏名、年齢、性別を記入し、代

金を添えてお申込み下さい。申込み順に受けつけ、六〇名で締切ります。同室ご希望は出来る限り考慮いたします。(以下20頁へ続く)

目次

昭和六十一年慰霊祭と総会の御案内	会長 佐藤 宗丕	1
現地慰霊を希望する方々へ	会則改正について	2
マージナル戦記余録	薦志会員 木ノ下 甫	3
今 何故 大東亜戦争か 佐藤 宗丕	5
特別弔慰金が支給されます	ウオッゼ島..... 北原ひで子	6
教育改革に教育勅語の精神を 結城 陸郎	7
慰霊巡拝に参加して 秦せつ子・中林ちよ	8
命ある限り会と共に 井上 義夫	8
予科練誕生の地・大浦 勇	今日は、村梶(光榮)さん	9
ガダルカナルから 晝間志津子	10
36サンチ砲弾帰還	マージナル諸島情報	11
見直そう温泉の効果	故嘉村栄様の御逝去を悼む	12
タラワ環礁..... 下里 梅子	英霊にこたえまつる道(上)	13
..... 斎藤 忠	霊砂御入用の方はどうぞ	13
ナウル主計会よりの御芳志	マージナル諸島日本に近づく	18
戦地に行った日本刀	靖国神社公式参拝実現	18
寄附者芳名	直会旅行のつづき	19
本部だより		20

現地慰霊を希望する方々へ

前号でお知らせした六一年度の現地慰霊は大凡次の通り計画を進めております。

現地の交通機関の事情等から具体的な行動の決定等は、四月頃になるものと思われませんが、参加を希望される方で未だお申出のない方は、同封のほがきの通信欄に「氏名、性別、年齢、島名」を記入してお申込み下さい。

今後、実施に至るまでの御連絡は、参加希望の申出であつた方にのみ致します。

前号では、六一年度はマーシャル諸島のみと発表しましたが、今後の状況の変化によってはギルバート諸島も同時に行うことになることもあり得ますので、同島関係者は特に御留意下さい。

費用は一\$二二〇円としての計算になつておりますので上下一割程度の変動があるものと御承知下さい。

時期 61年8月下旬 約10日間
行動 マーシャル諸島のマジユロ島に建立された東太平洋戦没者の碑の前で合同追悼式を行い、後、分散して次の島へ。

- 1、マロエラップ及びウォッゼ島
- 2、クエゼリン島

航空機(貸切)利用の予定
費用 約四四万円

定期便利利用の予定
費用 約三四万円

3、ルオット島
最も難しい所ですが実現させたいと思います
費用 約四〇万円

4、ヤルート島
定期便を利用し現地二泊の予定
費用 約三三万円

5、ブラウン島(エニウエタック)
定期便利利用の予定
費用 約四六万円

6、タラワ及びマキン島
今後の状況により実施します
マジユロから航空機(貸切便)で行くことになり
費用 未定

現在のところ、一応右のように考えておりますが、状況によっては、マロエラップ、ウォッゼ、クエゼリンは船で巡拝することになることもありま

す。(環礁41号参照)又、同じ島への希望者が極端に少い時は、その島を割愛することもありますので御了承下さい。

本日までに参加を希望されたのは、次の方々です。(敬称略)

- ◎クエゼリン島関係(十名)
- 山森久江(東京) 石原キク(沖縄)
- 片山玲子(熊本) 片山康子(熊本)

- 市川市郎(静岡) 水野ハナ(東京)
- 川本彦次(京都) 川本玲子(京都)
- 佐藤宗丕(東京) 高林芳夫(東京)

- ◎ブラウン島関係(五名)
- 星野綾子(東京) 富田ミツ(福島)
- 池田淑子(富山) 富田キミ(福島)
- 荒木常子(東京)

- ◎ルオット島関係(六名)
- 小柳頭義(福岡) 松木孝子(宮城)
- 田賀明子(福井) 田賀将一(福井)
- 田賀佐太郎(福井) 黒川直吉(東京)

- ◎マロエラップ島関係(二名)
- 山内キク(宮崎) 鳥丸栄二(宮崎)
- ◎ウォッゼ島ギルバート関係(二名)
- 小島 章(東京) 田中雄吉(東京)

なお、厚生省に於ても昭和六一年度に、マーシャル、ギルバート方面に慰霊団派遣の計画があるとも伺っております。同時期に実施されましたら都合でありますので、今後密接な連絡をとりながら進めてまいります。

会則改正について

会長 佐藤宗丕

五十七年末以来本会の早期解散か、存続かをめぐって真剣な討議が繰返された末、一日でも長く存続することと決定したことは既にお知らせしました。

存続のための財政の安定、機構の整

備、運営のあり方等を度々の役員会で検討し、一応の成案を得ましたが、その方策を実施するためには会則の一部を変更する必要がありますので、役員会は次の改正案を作りました。

会則改正案

1、第三条中「太平洋戦争」を「大東亜戦争」と改めます。

※理由、別項「今なぜ大東亜戦争か」により御理解下さい。

2、第三条第二項中「第十条」を「第十一条」と改めます。

※理由、今後は有給事務職員を採用は考えられないので、この規定は運営上の障害となる虞があります。

4、第十条を次の通り改めます。

「第十条(会友) 戦没者の戦友等で本会の目的に賛同する者を、その希望により会友とすることができま

す。

2、会友は維持会費として年額二千円を納入して頂きます。」

※理由、戦没者と苦楽を共にした心ある戦友の心情は、会員と同じです。その方々の御協力を仰ぐことは

英霊もお喜びのことと思われま

す。第十一条を次の通り改めます。

「第十一条(会費) 会員は会費年額二千円を毎年定期総会の日までに、

又新入会員は入会の時その年度分の会費を納入して頂きます。

2、会員は終身会費として一時に三万円を納入することができます。

3、前項の終身会費の規定は第十条の会友にも準用します。

※理由、会費の額は当分変更する必要がないと考えられるので会則に明記してわかり易くしたい。

終身会費制の導入により、事務処理の簡素化と、運用利益が期待できます。

6、第十二条を次の通り改めます。

「第十二条(経理) この会の経費は、会費、維持会費、寄附金及びその他の収入により支弁します。

2、既納の会費、維持会費、寄附金は、原則として返戻しません。」

※理由、会の財政基盤をより安定させるための方策であります。

7、第十一条より第十三条までを、夫々第十三条より第十五条までと改めます。

8、第十四条及び第十五条を削除します。

※理由、支部結成が具体化したときその地区有志と本部役員が協議して処理します。

9、附則

この改正は昭和六十一年二月九日から施行します。

マーシャル戦記余録

馬志会員 木ノ下 甫
元第六根拠地隊参謀

往年の青年将校も今は喜寿の老兵。意気尚衰えずと言いたいが、それもむずかしい。浮田前会長の業績に鑑みても、お羞かしい話で、「環礁」の原稿を依頼されても仲々に筆が進まない。そこで「マーシャル戦記」は環礁第十五号以降に連載したので、それらに洩れた私自身の体験したなから、余録めいたものを思い出すままに書いた。

私が第六根拠地隊参謀を命ぜられたのは、昭和十六年九月十日であった。第十八戦隊の軽巡天竜の砲術長として内南洋で約一年、各種の訓練を重ねていたところで、天竜はその日サイパンを出てトラックに向っていた。

十二日トラック着。日航の四発大艇でクエゼリン行きの座席を取った。十九日トラックを飛立ったが、満員、南洋の海と島々を空から見て、その美しさに感銘した。

朝七時半に出て十時半には早、ポナベ島沖着。同郷の柳沢大尉と逢い一泊。ポナベ島はハワイのダイヤモンドヘッドを思わせる形の島だった。当時水上機基地を島の東端に工事していた。(柳沢大尉は特攻隊桜花隊として二十年四月一日戦死。中佐に特進)。翌朝七時発東航、一時半にはヤル

トに着き、一泊。ここには小さな街もあり、青年達が銃剣道の練習をやっていた。まだ下手くそだが、仲々気合が入っていた。(第五十一警備隊が編成されたのは十月一日だった。同日、タロアに第五十二警備隊、ウォッゼに第五十三警備隊が編成された。)翌朝七時発、十時頃クエゼリン環礁内に着水した。ここが新しい第六根拠地隊司令部のある島。道路に添って先ずバラック

建の宿舎が並び、司令部庁舎だけは新築で、夜は涼しいが、トタン屋根で仲々昼は暑い。当時は、すべてが突貫工事で防備施設をやっており、沢山の工員が働いていた。

司令官は鹿兒島出身の八代祐吉少将。先任参謀は法元廉中佐。私は職務参謀。早速各島の防備施設めぐりが始まった。当時の主力は、第二十四航空戦隊で、双発の中攻と戦闘機が各島に配備され、クエゼリン環礁の北端ロットに司令部があった。ルオット、タロワ(マロエラップ島)、ウォッゼの各島には十字型の滑走路が完成しており、ヤルートには横浜航空隊の大艇の基地があり、クエゼリン本島近くのエビジエ(イバイ)には水上機の基地があり第十九航空隊があった。それこそマーシャル諸島は不沈空母そのもので

あった。

十月二十七日から五日間、第四艦隊の作戦会議があり、司令官と共に参集し、開戦にともなう各隊の作戦命令が渡された。各隊毎の打合せもあり、二十九日の井上長官の訓示は悲壮の感があった。しかし私共は、いよいよ待望の決戦と、意気熾んなものであった。長官は井上成美中将、聞えた頭脳明晰、航空重視の冷静と言った風格の提督であった。会議終って、八代司令官と挨拶に行ったところ、「しつかりたのむ」と言われたあと、ハラハラと涙をこぼされた。これは張切って出陣のつもりでいた私には意外であったが、実は長官にはマーシャル方面の防備そのものが、いかに重要で、且つ、危険なものであるかを、予知しておられたものと思う。事実八代司令官は翌十七年二月一日の、米海軍の虎の子、真珠湾攻撃で生き残った二隻の空母部隊による、奇襲攻撃の直撃弾で戦死されたのである。しかし、初陣の私共にはそんなことは夢想もできなかった。

その頃、新しく特設された第六十五駆潜隊が、横須賀からはるばると到着した。駆潜隊と言っても、捕鯨船隊のキャッチャーボートで、司令艇は千屯ほどのポロ船での編制だから、特設と名づけられた次第で、全く御苦労なことであった。早速司令部に着任の挨拶に来られた司令官は、何と、旧知の井上長官

と同期の、柏木質中佐であった。柏木中佐は例の軍縮時代に退役され、立正大学で国漢の教授をされていたが、剣道七段、柔道六段と言う豪傑であった。戦前から私の親友で、東京で教師をしていた山田祖舟氏が、夜学で、立正大学に通って、柏木氏から国漢を学び、彼は書道を教えると言う仲で、彼の郷里福井での個展を、私が世話をした折に応援に来駕されて以来、親交があった。南海の孤島での思いがけぬ再会に、まさに「佳人の奇遇」だと喜ばれ、司令部での歓迎の宴には、詩を吟じ、新しい軍刀で庭の雑木を切り払って剣道師範の腕を示された。八代司令官もすすめられて、軍刀で切れ味を試されたが、これまた、六尺近い堂々たる体躯であったが、何しろ剣道の方は不得手だったか、雑木の中に硬い鉄木でもあったか、軍刀は少し曲ってしまった、鞘に入らなくなった。しかし、柏木中佐は、「これは近頃作った鎌倉刀で、切れ味は良いが、折れずに曲ることがある。なあに一晚放っておくと元に戻るよ」と、平気だった。実はこの柏木中佐は、漢学の家で育って孫呉の兵法に達しておられ、その後も幾多の逸話がある。まさに、文武両道の達人であった。

その頃、軍令部からの極秘文書で、新兵器、新戦法の着想を求められた。私はかねて、金剛乗組中に、発令所長として射撃諸元測定のために、風船を

利用しての、高層気流測定をやったことがある。大きなゴム風船に、小型のラジオ・ゾンデをつけて、高層の風向、風力、気圧、気温を測定するのだが、それで判明したのは、高層には、ジェット気流と言って、強い西風がいつも同じような速さで吹いている事である。

たまたま米国の雑誌に、その偏西風の速度や、風向が出ていて、日本の上空と、ほとんど変らないことを知った。そこで風船爆弾を思いついた。つまり高度を一定にして、この高層気流にのせると、アメリカ大陸につく。幸い日本列島の北端樺太から、内南洋までを発進地とすれば、丁度北米大陸のあらゆる地点を爆撃できる。これこそまさに「神風」であると大喜びで、早速この案を軍令部に送った。その際、これは極秘の内に大量に作って、小出しをやめて、小麦の熟れる時期にカリフォルニア一帯を、また、郊外の重油タンク地帯を主に狙って、一斉に放流することを特に要望したのである。結果的には、この風船爆弾は陸軍でも同じ発想で極秘に研究を進められ、後に陸海協同で実施されたが、肝心の数量の不充分と時期の選定が決定的にゆかず、相当の脅威は与えたが、神風の利用はうまく行かなかった。

あとで米軍側の記録によると、被害は相当あったが、実は防禦の手段がなく、予想できぬ困難があり重大な脅威

であったが、それが日本軍に知れると、いよいよ重点的にやられるので、嚴重な報道管制をやって、一切の被害を伏せてしまったので、我方では少しもその効果がわからず、うまく行かなかったものと判断して、中止したとのことである。このことは戦後わかったことであるが、今にして思えば、誠に天与の神風を無駄にしたことは、返す返すも残念な次第であった。

十一月五日、ウォッセの第五十三警備隊巡視、翌日、タロアに飛んで第十二警備隊巡視、七日、ヤルートに飛び、二十四航戦と打合せ、第五十一警備隊巡視、翌日新設の十二種七連装高角砲台試射、九日帰着。十日更にウォッセに飛び、高角砲台試射。翌日はタロアに飛んで試射完了。即日クエゼリン帰着と言う忙しさだった。

何しろ特急工事で出来上ったばかりの砲台だったが幸い無事準備は完了したが、全く泥縄の有様だった。

この十一月二十五日、日米会談はハル・ノートの最後通牒で決裂した。これが米側の事実上の宣戦布告だった。大陸からの我兵力の無条件撤退や、満州国や南京政府の否認まで強制されては無条件降伏に等しい。東京裁判でインドのパール判事が、「こんな最後通牒を受取ったら、ルクセンブルグ大公国やモナコ王国のような小国でも、敢然として剣を執って起ったであろう」と述べている。

この日所属の特設砲艦、豊島丸、八海山丸、光島丸を巡視。二十六日各艦艇は新しい軍艦旗をなびかせて続々出港して行った。真珠湾に出撃する第三潜水戦隊の所属潜水艦も続々と出航して行ったが遙に見送って感無量のものであった。その中には遂に還らぬ潜水艦もあった。

三十日にクエゼリン本島の対空砲台の試射を終って、寿丸でルオットへ。十二月一日、ルオット砲台試射。中政三七機、戦闘機三四機の勇姿、飛行場を圧し、正に堂々の陣。三日にウェーキ島攻略部隊の第六水雷戦隊以下入港、打合せの上帰着。あとは開戦を待つばかり。

七日の夜は徹夜でラジオを聞く。対米第一線だけに、ハワイの民放が手に取るように近く聞える。八日になって、にぎやかなダンス音楽がつつぎ、この分では奇襲成功と安堵の思いで聞いている。午前三時半頃、ダンス曲がはたと途絶えて、急に騒がしく「ジャップ・カムス」と叫びだした。「ジスイズ・ワー！ ナット・トレーニング」などと聞える。正に奇襲成功、近くにいた者達、皆飛び上って喜び、手をたたいた。この日の感激は今も忘れられない。

一方ルオットを五時に発進した中政三四機は、見事な編隊で十時十分、ウェーキ等の飛行場を爆撃し、在地の全飛行機を爆破し帰投した。この時、ウ

エーキ基地の戦闘機隊長として十二機を空母エンタープライズで運んで同島に進駐したパトナム海兵少佐は、その日誌に、「三十日、……海軍航空諸中隊は、日本の艦艇、航空機を発見次第、之を攻撃すべしとの命を受けて日中は連続の対潜水艦哨戒を続行、又朝夕には、二百哩までの対潜、対水上、対空搜索を行いつつあり、余に對しては何等の指令なし。明日に至るも何等の指令なき時は、申請の要あり。」と書いてあるが、事実彼は五日からは朝夕の哨戒を実施していたが、当日は昼の哨戒飛行中空襲されたのである。

この日誌は、同島占領後、捕虜になったパトナム少佐から私が持帰って、東京へ送ったものであるが、それによると「八日(月曜)……(中略)正確に十二時、十五機の双発陸上重爆撃の空襲を受く。全くの低空を(約三千呎と思わる)日の光を浴び風を切りつつ、広く浅きV形を更にV型に連ねたる編隊にて来襲す。(図形)編隊見事にして爆撃又完全なり。(後略)」と記している。が、問題は全機破壊と報告されたが、パトナム日誌によると、空中哨戒中の四機が残存していた。このため同島攻略作戦は駆逐艦二隻を失って失敗に終り、真珠湾攻撃から帰る途の二航戦による徹底攻撃後に再興してや々と占領したのである。

このときパトナム自身は、飛行場附近にあった下肥の壺に飛び込んで助か

ったが、その肥壺の中で右のような戦況を見渡して日誌に記した訳である。なんとも臭い話である。

しかしこのパトナム日誌は、歴史的に極めて重大な証拠である。それはルーズベルトが「真珠湾のだまし討ち」として「真珠湾を忘れるな」と米国民に宣伝して、対日戦意を昂揚したが、実は十一月二十五日のハル・ノートが最後通牒であって、それ以後対日飛行哨戒を実施し「発見次第攻撃すべし」と命令していたことが証明されるからである。

真珠湾の奇襲は実はルーズベルトの待っていた罠に引っかかったことだった。

彼の狙いは実は対独開戦にあった。ヒットラーの欧州制覇にやきもきし、英国のチャーチルに参戦を約束したものの、対英武器援助や駆逐艦迄やってもヒットラーがどうしても乗って来ないので、日独伊三国同盟を逆用して、日本を窮地に陥れて開戦させ、それによって欧州戦線にも介入して日独伊を圧倒するのが本当の狙いだったのだから、陛下が明治天皇の「四方の海みなはらからと思ふ世になど波風の立ち騒ぐらむ」の御製をもつて、東条首相に和平を進めさせられても、応ずる筈はなかったのである。

(未完)

今何故 大東亜戦争か

佐藤 宗 不

〔大東亜戦争〕太平洋戦争を、戦争中日本と呼んでいた称。

正しいのはどちら？

これは今一般に使われている標準的な辞書の一節です。学校、官庁、新聞等も大方はこれに従っています。正しい呼び名はどちらでしようか。

事実関係を調べてみました。

① 昭和16年12月8日 開戦。

② 昭和16年12月10日 大本営政府連絡会議は「今次の対米英戦争及び今後情勢の推移に伴い生起することあるべき戦争は支那事変をも含め大東亜戦争と呼称す」と決定。

③ 同日12日 右事項を閣議決定し、情報局から発表。

④ 昭和17年2月17日 各法律中の「支那事変」を「大東亜戦争」と改正

法律第九号。

⑤ 昭和20年8月15日 終戦。

⑥ 昭和20年9月20日 緊急勅令五四二号及び五四三号発令、「政府はポツダム宣言の受諾に伴い連合国最高司令官の要求を実施する場合は、命令(勅令、閣令又は省令)を以て所要の定め

をすることができらる。」

⑦ 昭和20年12月15日 連合国軍総司令部より所謂神道指令発令、「神道、

神社に對する公の支援の禁止。官公吏の公の資格での神社参拝の禁止。公文書に大東亜戦争、八紘一字等の用語の使用禁止等。」

⑧ 昭和20年12月22日 文部次官通牒「大東亜戦争、八紘一字等の用語による教授は認められない。」

⑨ 昭和27年4月11日 昭和20年勅令五四二号を廃止。同勅令に基づいて出された命令は、別に法律で措置されな

いものはこの法律施行の日から一八〇日間に限り有効と決定し法律八一号。

正 俗 劃 然

昭和20年12月、占領軍から「公文書に大東亜戦争の用語の使用を禁止する」旨の指令が出ましたが政府は「学校で大東亜戦争の用語による教授は認められない」と通知しただけで、既に定めた大東亜戦争の呼称そのものについては、廃止も変更もしていません。

もし廃止か変更の命令が出されていたらとしても、法律になっていないので昭和27年10月25日限りで無効になっている筈です。

以上で明らかのように、先の大戦の正しい名称はわが国では大東亜戦争で、太平洋戦争は俗称であります。冒頭に掲げた辞書の記述は正確ではない

ようです。

では、占領軍が軍の威光によって大東亜戦争の呼称を禁止した理由はどこにあったのでしょうか？

考えられるのは占領政策遂行の基本方針との関連です。

無条件降伏をさせた後、一切の戦力を取りあげ、永久的に無力化し、将来共彼等の脅威とならない状態におくことが占領基本方針でした。

彼等は、日本は封建的野蛮国家で、国民は奴隷同様である。軍国主義、国家主義、好戦的侵略常習の思想的要素は皇室と密着した神道である、と考えました。

その認識によって出されたのが、国家神道の追放を主眼とする神道指令で、その中に、「大東亜戦争、八紘一宇等の用語は、その連想が国家神道、軍国主義、過激な国家主義と切り離せないから公文書に使用を禁止する」とありました。

「八紘一宇」とは、神武天皇が橿原奠都の際のお言葉「……六合を兼ねて都を開き、八紘を掩いて宇(家)と為さんこと亦よからずや……」からきており、平和希求の大和心そのものであって、本来軍国主義や侵略とは全く無縁の語です。

「大東亜戦争」は、数百年に亘る西方帝国主義諸国のアジア諸民族圧迫を止めるため、アジアに新秩序を建設し東亜永遠の平和とわが国の独立を守る

ため已むにやまれず立ち上った自存自衛の戦いでありませぬ。断じて侵略戦争ではありません。まして神道に煽動されたものではありません。

彼等が大東亜の用語を嫌ったのは、この用語が、神道、軍国主義、国家主義と関係があると思つたからでなく、昭和18年に東アジア八ヶ国が採択した大東亜共同宣言中の次の言葉が真実を物語っていたからではないでしょうか

「……然るに英米は自国の繁栄の爲には他国家他民族を抑圧し、特に大東亜に対しては飽くなき侵略擄取を行い、大東亜隸属化の野望を逞うし、遂には大東亜の安定を根底より覆さんとせり。大東亜戦争の原因は茲に存す……」

廢棄しよう 東京裁判史観

極東国際軍事裁判所条例を制定して日本を裁いたマッカーサー元帥は、昭和25年10月15日、トルーマン大統領に対し、「東京裁判は誤りであつた」と報告し、翌26年5月3日の米上院外交軍事合同委員会で「日本の開戦は自らの安全保障(自衛)のためであつた」と証言したそうです。

キーンン首席検事もこの裁判は誤りであつたと言ひ、インド代表パール博士の「日本無罪論」は世界の定説になつていきます。

それなのに当の日本人の中に大東亜戦争を日本の侵略と思ひこんでいる人が多いのは、どうしたことでしょうか？

米国の昭和18年当時の対日占領政策案には「天皇と皇族及び高位の政治家、各県知事に至るまで逮捕し戦犯として拘禁する」とあつたことから日本憎悪の程度が察せられます。前掲の神道指令の禁止条項の中に「神道に關連するあらゆる慣例、儀式、礼式、神話、伝説」までも対象としていたのは、キリスト教徒の神道に対する敵愾心ムキ出しです。

日本人再教育(洗脳)は六年余をかけた入念に行われました。神道指令、真相、ラジオ番組々真相はこうだ、極東軍事裁判、憲法の押しつけ等は占領目的遂行に見事な成果を挙げました。今、日本人の中に正義、人道に反した不法不正な東京裁判という名の私刑によって絞首にされた殉国者を指して戦争犯罪人と呼び、靖国神社への合祀を非難するような言を吐く御仁さえ見受けられるのは、洗脳の成果を証明して余りあるものがあります。

鎮魂

先の大戦の決定的主戦場であつた太平洋の名を冠した太平洋戦争の呼称は洋上での行動の多かつた私共にとつてはごく自然にある種の親しみをさえてつて一般に使われ、定着しています。こだわりの感じるのは、大東亜戦争の呼称を禁止されたことです。

少し大袈裟な言い方をすれば先の大戦を太平洋戦争と呼ぶことは我が国の正当性を自ら否定し、東京裁判の言う

所の日本侵略者説を是認することになり、殉国の英霊を、「あの、パカな戦争に狩り出されて犬死をした憐れな犠牲者……」等と評価する仕業に通じるところがあると感じるのは、力みすぎでしょうか。

私は日本の過去がすべて正しかなかったとは思いません。又、すべて悪かつたとは尚更思いません。紛争の当事者に夫々の主張のあるのは当然です。

大東亜戦争を、誤つた史観に捉われず、正しく見直して認識の誤りを正し、反省すべきは反省して恒久平和への途を求めるのは私共の務めであり、殉国英霊への鎮魂の途と信じます。

戦歿者の遺族に特別弔慰金が支給されます

満洲事変以後、勤務に關連して傷病死された旧軍人・軍属・準軍属などの遺族で、昭和60年4月1日現在、公務扶助料・遺族年金等を受ける権利のある方の居ない戦歿者等の遺族に、特別弔慰金(戦歿者等1人につき30万円の10年償還国債)が支給されます。

対象となるのは、次のいずれかに該当する方です。
①初回(3万円)、第2回(20万円)、第3回(12万円)発行の特別弔慰金を受けた方、またはこれらを時効等により受けられなかつた方。

②昭和54年4月1日以後、60年3月31日まで公務扶助料等を受ける権利のある方が亡くなられた戦歿者の遺族。(同じ氏のままの配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の三親等内親族の順)。

ただし、この対象者の中には、支給条件に制約のある方が居ます。

(注意) この特別弔慰金は、請求者の請求

によって支給されます。資格があつても請求しなければ支給されません。

又、六十三年六月までに請求しないと時効によって権利が消滅しますので、心当りの方は、居住地の市区町村役所(役場)の担当者にお尋ね下さい。

ウオツゼ島

北原ひで子

縫い遣りし白絹の袋に尺八を携えたりき出で征く夫は

ウオツゼの白きこの浜歩みしか四十年を経て塵砂をとりぬ

木の芽吹く春は悲しき君征きて還らぬままの春はいく度

(六十四警備隊・海軍上等兵曹北原百次郎(妻)浦和市南元宿二三八―三)

教育改革に教育勅語の精神を!

結 城 陸 郎

「教育の荒廃」が叫ばれてから年久しい。「一日も速やかな教育の正常化と根本的な教育改革を!」これが全国国民の願ひである。

一体、経済大国として国民の生活水準が世界的に高く、国や地方自治体が支出する子ども一人当りの教育費が世界一位であり、子どもたちの世界共通テストでの成績が常に世界一位というにもかかわらず、わが国教育界の現状がこのようであるのは何故なのだろうか。

もちろん、教育のこと故、単純にはいえないが、声を大にしていうべきことは、敗戦を契機に、(1)「日本の弱体化」を基本方針とする占領政策に沿った教育改革が、余りにも強力且つ急速に進められ、(2)これを受けて、主としてマルキシズムに立った日本の観念的、改革主義者が日本の歴史や伝統を無視した世界観や教育観(論)を強調した、(3)そのために日本人の価値観や教育観が一八〇度転換し、今日に及んでいることである。教育の根本法とされる「教育基本法」が「日本人育成」の理念を欠いたままであり、建前としては「尊重」が叫ばれながらも、実際は無視され、形骸化しているのが実状

である。ことに、「教師は労働者なり」との革命的教師観を信奉する多くの教師による教育実践がみられ、家庭や両親が教育の目安と自信を失っていることがこれを示している。要は、真の日本人教育の抛り処、中核を失っているからである。

かくては最大の緊要事は、分り易く、日本人の心に訴える日本の教育観が再構築されることであり、そのためには、明治二十三年(一八九〇)十月三十日渙発の「教育勅語」を正しく理解し、再確認して、その精神を二十一世紀に向けての日本の教育改革に生かすことである。想うに、わが国の戦後教育は、開戦後間もない昭和十七年七月ころから同十九年十一月までに検討・作成された連合国(米国)の「日本軍政下の教育制度」にしたがって実施されたもので、その基本的立場は、「教育勅語」を軸とするこれまでの日本の教育体制を根本的に改革することにあつた。何故ならば、「教育勅語」は、「天皇のための教育であり、超国家主義―軍国主義の源泉なり」と評価したからである。「教育基本法」の制定と議会による「教育勅語」の「失効確認と排除決議」は、こうした背景

によるのである。

然し、「教育勅語」は決して右の如きものではない。永い日本の歴史と伝統の底に一貫して流れている「愛」と「和」による「日本の心」から生れた人間本然の姿・時処位にかかわらず適用される普遍的道德律を明らかにし、教育究極の目的が簡明に表明されたものである。戦前のアジア教育会議や戦後の比較教育学者世界会議において均しく賞賛され、「万有引力の法則の如く不変の徳目」と評されたのはその証左である。ことに注目すべき点は、「教育勅語」の審議の席に明治天皇がしばしば臨御され、沈思熟慮されて決定の運びになった、いわば陛下御自身の箴規であり、それだけに皇子、皇孫以下を含めて国民に永く遵守されることの願ひがこめられた率先垂範の書であり、二十一世紀の人間像と教師像とを描き出している教育指針である。

(名古屋大学名誉教授)

日本は大東亜戦争で、祖先から引きついだ貴重なものを沢山失いました。その中でも悔まれるのは、真の日本人を育てるための教育でした。

明治神宮・同崇敬会発行の「代々木」三〇六号所載の結城先生の御所見を、同先生並に発行所の御了解を頂き転載させて頂きました。

△編集委員会▽

慰霊巡拝に参加して

(ウオッセ島) 秦 せつ子

悲願四十年、いつかきつと、いつかきつと行かれますように、と祈り続けて来たウオッセに、とうとう行く事が出来ました。

父と一緒に増上寺に遺骨を受取りに行つてから、四十年もたちました。

達男兄さんは、お前を一番可愛がってくれたのだから、家まで抱いて帰らないさい、父は、そう言つて白い布に包まれた遺骨を私に渡しました。小さな箱になつてしまつた兄を父は抱くに忍びなかつたのでしよう。

家で待ちくたびれていた母は、空っぽの遺骨の箱をみて、又泣きました。戦死の報せは、昭和二十年終戦になつてから間もなくでした。

その報せが来た時の、父のこらえきれない慟哭を私は忘れる事が出来ません。そしてその日まで一日も欠かさず陰膳を供えていた母も、兄の三十三回忌がすむとこの世を去りました。

その父と母の写真を胸に、マーンシャル、ギルバート巡拝団に参加させて頂きました。

マジユロから飛行機で一時間二十分クアッあれがウオッセグじつとみつめました。叢の滑走路にたごとと着陸しました。草原の向うに椰子の林があり、近くの子供達が集つて来ました。

墓標一つない広場に祭壇を作り、花とお供物と線香を供えました。日本から持つていったお水をかけ、長い間来られなかった事を詫言、亡くなられたたくさんの方々と兄の霊安かれと祈るばかりでございました。

兄の歩いたであろう、岬までの一筋の道、万感の念にかられながら往復一時間半黙々と歩きました。

途中には錆びて朽ちかけた大きな水槽、厚いコンクリートが爆撃でへし曲つた残骸など、四十年たった今でもそのままなのが、唯胸話まる思いでした姉がクお兄さんクと呼んだ、その声も静まり返つた椰子の林の中に吸込まれました。どこにいるのですか、お兄さん、道端の草々にふれ、珊瑚礁の砂の土を握り締め、この島の佇をしっかりと、しっかりと心に納めました。

さようならウオッセ、たつた二時間あまりの短い出会い、後髪引かれる思いはどう仕様もありません。今やと持ち帰ることの出来た、ひと握りの砂、この砂は何を語りたいのでしよう！

大きな犠牲のあとのこの平和を私達は守り続けなければなりません。案内して下さつた山村 要様、一緒に巡拝させて頂いた皆様、遺族会の皆様、お世話になりました。

現地の方々の優しい心遣いも忘れることはありません。

有難うございました。

(東京都杉並区松庵一〇一四)

註 43号に掲載すべきところ紙面の都合にて今号となりました。お詫び申し上げます。

編集委員

慰霊巡拝に参加して

(クエゼリン) 中 林 ちよ

マーンシャル方面遺族会の皆様大変お世話になっております。

本年三月五日に慰霊巡拝に参加させて頂きました。团长様始め、お世話下さいました、皆様本当に心から感謝しております。

惜別以来四十三年間、一日たりとも忘れた事のない英霊の眠る墓地にお参りし、長年の思いを果す事が出来ました。

彼の地の霊砂を少々持ち帰り、お経を上げ御供養をして家族の眠るお墓に納めました。これでやっと私は主人を家に連れて帰つて来た様な気が致しました。

現地の方々の温かい歓迎に感謝致しましたが、何時までもその温情で英霊を見守つて下さいませ様お祈り致します。

何年か後には、きつときつと長男、次男もお参りに行く事と存じます。

マーンシャル・ギルバート諸島慰霊巡拝等の企画の有無がなかなか私達には耳に入りませんので環礁をお送り下さいますよう重ねてお願い致します。

(〒939-113 富山県砺波市林七七五)

命ある限り会と共に……

井 上 義 夫

拝啓、九州地方は一週間以上のイナ梅雨空がようやく中休みして、二日程晴れの日でしたが、今日から又降り出して参りました。

遺族会の役員皆様にはご多用のうちにも、ご健勝で会の運営発展のため、ご尽力下さつて本当にご苦勞様でございます。

先日は環礁43号を早速送つて頂きまして、有難く拝見させて頂いております。それによりますと、浮田様が名譽会長となられ、佐藤様が会長として事務所も自分の会社内に移され、経費節減のため職員も雇わずして、仕事は役員の方が手分けして……とのこと、誠に頭の下る思いでございます。

創設以来、寝食を忘れ尽して下さつた浮田様に満腔の敬意を表します。そして新しい佐藤会長、役員の皆様にも、大変でありましようが会の灯をどうか消さないで下さい。同じ境遇の遺族の方の心より所、私たちもそうです。よろしくお願いいたします。

私は今、64歳、数年前体調を崩し勤めを辞めました。お陰様で元気に復し、静かに人生を眺めております。私は20歳、21歳の頃ウオッセ・クエゼリンに六十一警備隊庶務員として勤

務、不幸、病氣を得て内地に帰され死を免れました。多くの戦友、先輩が、そして同年兵3名が(六通・六潜基・六十一警)……………

彼地のことは昨日のようによみがえります。佐世保の遺族の方、数人にもお参りさせて頂いております。同年兵にもです。

自由放縦で物はあり余り、飽食の世の中、恐しい程の平和な日々を勿体ないと思います。世界一平和で自由で繁栄を謳歌できるのは、亡き戦死者のおかげだと思えます。

五月に旅行しました折、東京にも立寄り、浮田様にお電話差し上げましたが、お元気の御様子、呉々もご長寿にお過し下さる事をお祈り致します。

私は戦後、結核が再発し、遂に両肺手術、肋骨十本切除の大患いをやりましたが、亡き戦友のご加護があつて障害者ではありませんが、何とか元気になる今日生きて平和な生活を享けております。

私も生きている限り、許す限り、会と共にあらうと思えます。

よろしくお願ひ申し上げます。
(〒857-11 佐世保市木風町 六九六一一)

豫科練誕生の地

予科練一期 大浦 勇

碑の文字「予科練誕生之地」の揮毫は皆様にとつては「名誉会長」、私共にとつては昭和五年六月以来の「浮田分隊長」のものです。

この記念碑は、去る五十六年六月一日、横須賀海軍航空隊内の追浜神社跡地に建立されました。

一期から十期迄の合計一七一名が入隊した予科練習部は、時局の進展につれて狭小となつたため昭和十四年三月に霞ヶ浦湖畔へ移転し、独立した土浦海軍航空隊となり跡地は航空兵器術練習部として使用され、戦後も海上自衛隊で使用して居られました。



然るに昭和五十二年春、横須賀市の開発計画で予科練跡地は勿論裏山一帯も全部切崩すことになるとの情報を予科練同窓である三井市会議員殿から得ました。我々の心の故里であり若くして祖国の為に散つた一三八四名の同窓の為に何とかせねばと言う切実な悲願を横山市長殿へ訴えました。処「予科練の教育が追浜で始つたと言う事は知らなかつた。協力しましょう」と言う有難い御賛同を戴きましたので当時既に結成して毎年会合して居りました追浜懇親会(一期から十期迄の生残り三二七名の親睦会)の会員だけの力で記念碑を建てようと決議致しまして実現させたのが「予科練誕生之地」記念碑であります。

種々困難な問題もあり、一時は危うく断念寸前迄行きましたが、昭和五十六年六月一日に念願が叶い除幕式を執り行う事が出来ました。

記念碑の文字は全員一致で浮田分隊長に御願ひし、撰文は三期生から引続いて終戦迄、文官教官として予科練の教育一途に情熱を傾けて戴き戦後も又何彼となく大変御指導戴いて居る倉町秋次殿に、尚書は優れた書家であり然も御英霊に御縁の深い靖国神社権宮司の鈴木忠正殿に御願ひしました。

予科練跡の施設は一切無くなりましてが幸にも裏山は学術的にも価値ある自然林であるとして国の指定により教材園として保護される事になり現在で

は市の公園として整備されて居ります
が昔の練習部一帯を見下す絶好の場所
に建った記念碑は一七一一名の心を後
世迄伝えて呉れるものと信じて居りま
す。尚七八名卒業した一期生も現在で
は僅かに十七名となり古希を過ぎて健
康を害した者も二、三居りますが毎年
六月には全国各地から家内同伴、且つ
未亡人も一緒に集り物故者の御冥福を
祈った後、分隊長御夫妻を囲み楽しい
旅行会を実施して居ります。此の会に
参加する事は私達の生き甲斐でありま
して此れからも一年一年を大事に生き
て何時迄も続けて行きたいと念願致し
て居ります。

(〒247 鎌倉市今泉台二丁目三の六)

記念碑銘

光る海 明るい太陽の下 大空をこ
よなく愛し 国を想うひとすじの少年
たちが潑測としてここに溢れていた。

昭和五年六月一日、横須賀海軍航空
隊内の一隅に、海軍少年航空兵の教育
機関として、横須賀海軍航空隊予科練
習部が誕生し、やがて予科練と愛称さ
れるようになった。

志願者の年齢は十五歳から十七歳、
修業年限は三ヶ年、俊秀なる大空の勇
士は、英才の早期教育に俟つとの観点
に立ってこの制度は創設され、全国五
千九百余名の志願者から厳選された、
七十九名が第一期生としてここに入隊
した。

土浦、三重、鹿児島など、後には十
九を数えるに至った予科練航空隊の萌
芽である。

時局の進展につれて、海に臨み山を
負うこの地は狭小となって昭和十四年
三月霞ヶ浦湖畔に移り、翌年独立して
土浦海軍航空隊となった。

予科練の歴史十五年三ヶ月のうち、
実に、八年九ヶ月はここ追浜の地で教
育活動が行われたのである。そこで目
指したものは、優れた塔乗員としての
人間形成と基礎教育であった。少年達
は鉄石の訓練をもとめせず、乾いた
砂が水を吸いこむようにあらゆるもの
を純粹に受け入れて自らを育てていっ
た。

予科練を巣立った若人たちは、飛行
練習生教程、実用機練成教育と研鑽を
重ねてたくましい若鷲と育ち、太平洋
戦争に於ては名実共に我が航空戦力の
中核となり、水陸の基地から、航空母
艦から、戦艦、巡洋艦、或は潜水艦か
ら飛び立ち、相携えて無敵の空威を発
揮したが、戦局利あらず、敵の我が本
土に迫るや特別攻撃隊員となり、名を
も命をも惜しまず一機一艦必殺の体当
たりを決行し、何のためらいもなく、
無限の未来を秘めた蕾の花の生涯を祖
国防衛の為に捧げてくれたのである。

顧みれば、少年たちは戦を求めてこ
の地に集まったのではなく、制空護国
の一途の念からであった。予科練習生
以来既に五十一星霜、若人たちの至純

の赤心が、祖国の安寧を世界平和の礎
となることを祈念して

旧学び舎の丘の上にこの碑を建つ

昭和五十六年六月一日

撰文 倉町 秋次

今日は 村梶(光栄)さん

畫 間 志津子

☆おはようございます。今日は一番
乗りのようですが、どちらからお越し
になりました。

「富山県から参りました、村梶でこ
ざいます。」

☆今年も雪が深いとお聞きしました
が、大変でしたでしょう。

「私の所は石川県寄りの倶利伽羅山
に近く、雪が少なかつたのですが年末
から大雪で大変でした。朝七時にこち
らに到着しまして今ここで食事させて
頂きました。去年は妙高高原でストッ
プさせられ、直江津から救援列車が出
まして来る事が出来、昇殿参拝は叶い
ませんでした。直会旅行にやっと思に
合いました。」

☆そうでしたね。何年頃からこの慰
霊祭に御参加ですか。

「遺族会が出来た時から参加させて
頂いております。」

☆長い長いお付き合いですね。

「母は慰霊祭には私が弟が付き添っ
て必ず参加しておりました。母が亡
くなってからは私がお参りさせて頂い

ております。去年、念願が叶いました
クエゼリンへ行つて参りました。母の
願いを果す事が出来、嬉しさと感謝で
涙が止まりませんでした。」

☆思いが叶って良かったですね。直
会旅行の記録を見ますと、第一回は昭
和四十五年の伊豆の修善寺でした。当
日は四十名余りの御参加でしたが、今
日はその中から九名の方が御健在で旅
行にも参加されます。浮田様御夫妻、
佐藤会長、青木謹次さん、伊藤ますの
さん、菅谷喜代子さん、水野はなさん、
藤田きよせさん、そして村梶さんです。

「富山県内から遺族会に参加して
す」と統いておりますのは私一人です。
何人かおいでになるのですが去年初め
て、福光町の池田さんとおっしゃるブ
ラウンの方とお会いしました。

来年又お会いしましょうねとお約束
しましたから今年もお会い出来ると思
います。

昨年クエゼリン墓参を果し帰国した
或る日坪井さんとおっしゃる方から電
話が有りました。坪井さんのお話に依
りますと、厚生省に遺族会の事を問合
わせた所、「富山県内に村梶さんがお
いでになります。」とお聞きになり私
共に電話やお手紙をお寄せになりました。
た。それで是非この遺族会に入られる
ようにとお勧めしました。今日御出席
の予定で初めてここで目に掛かれる
と思います。昨年行って持ち帰えりま
したクエゼリンの砂と写真もお送り致

しました。」

☆会員同志の交流がどんどん広がって行っているという訳ですね。喜ばしい事です。出来ましたら、本部にもその成り行きをお知らせ頂けましたら幸々と思ひます。

「母の念願であった慰霊を出来る限り続けて行き度いと思ひます。今後共宜しくお願い致します。」

☆お疲れのところをおひき止めして失礼しました。来年もまたどうぞ……

ガダルカナル島から 36サンチ砲弾帰還

日本海軍が昭和十七年(一九四二年)八月、ガダルカナル島に建設した飛行場は、「零戦」の進出直前、米軍の上陸作戦により奪取されました。この飛行場の確保が「天王山」と判断した日・米両軍は、ともに統出する損害をも省みず、多くの兵力を投入し、海に空に、また陸に、激戦につぐ激戦がくりひろげられました。

わが軍は、十月下旬発動される陸軍部隊総攻撃用の軍需品並びに新兵力の輸送を完了させるため、戦艦主砲によるガ島飛行場制圧を企図し、昭和十七年十月十三日夜半、軽巡「五十鈴」を旗艦とした第二水雷戦隊の「親潮」「早潮」「黒潮」「海風」「涼風」「江風」「高波」「巻波」「長波」の各駆逐艦に護衛された第三戦隊の戦艦「金

剛」「榛名」は、挺身攻撃隊としてその主砲(三六cm)をもって飛行場を攻撃しました。

発射弾数合計九一八発(三式弾、零式弾、徹甲弾を含む)により、飛行場を一面の火の海と化せしめ、この間わが高速船団は無事ガダルカナル島に突入、作戦目的を完全に果たすことができました。

一昨年八月、同島方面の戦死者慰霊のため現地を訪れた永末英一衆議院議員(当時「五十鈴」乗艦)は「金剛」又は「榛名」から発射された三六cm一式徹甲弾の不発弾(米軍処理済)を発見し、苦心の末この程祖国に帰還せしめました。

その後前記各艦の生存者で協議の上この砲弾の保存会を作り、江田島の第一術科学校に安置、記念の碑とすることにしました。

会員皆様の中に前記艦船に乗艦された方をご存知の方がありましたら、このことをご知らせ下さい。

尚、右保存会の会長には、戦艦「金剛」の砲術長であった本会名誉会長の浮田信家氏が就任されました。

碑の完成は六十一年十月の予定の由であります。



マーシャル諸島情報 マーシャル・アイランズ・ ジャーナル紙より

☆8月30日号より

「新切手発行」

マジエロ発、8月27日

4枚1組からなるマーシャル諸島の新切手が発行され、今度の土曜日8月31日に、最近つくられたアレレ博物館の郵便出張所で売り出される。

この切手は国連の国際青年と博物館の15周年を記念している。そして今回は限定発行である。

22セント切手4枚で1セットであるが、値段は特別パッケージがついて、1ドル50セントである。海外から



の注文も受け付ける。送料込みで2ドルである。切手の絵柄はバスケットボールをする青年、ステイックチャートを書ける老人と青年、古い祭りの様子を描いたものなどである。

申込み先は Alele Museum, P. O. Box 629, Majuro, Marshall Islands 96960

☆「MXミサイロテスト」

マジエロ発、8月28日

カリフォルニアのバンデンベルグ基地より打ち出されたMXミサイロが、はじめてその姿をミサイロサイロの外に現した。20基中9基目のテストが、いよいよ開始された。

☆写真説明文より (写真は省略)

「ロイナムル島」(日本名はルオット島)クエゼリン環礁北部にあるロイナムル島には高性能レーダー、MXミサイロテストに使用されるミサイロ追跡装置などのテストの重要設備がある。

7月26日号より

写真説明により。(写真は残念ながら載せられません)

「カラテ」

これらの少年たちは空手の指導を受ける為に、週に3回こうして公民館へ集り、熱心に空手に取り組んでいる。

10月4日号より

「カツオブシ生産順調」

ナンカツ、コーポレーションでは今カツオブシのフル生産中である。43名のマーシャル人従業員がカットし、ポイルし、スモークしてカツオブシを作っている。これらのカツオブシは、アルバッタ・チェモア氏によって日本人パイヤーへ売られた。

9月13日号より

「ツナ缶工場プロジェクト」

マジエロ発、9月11日
マーシャル諸島政府はツナ缶製造工場をマーシャル諸島に建設する意向を明らかにした。

政府顧問のペート・ウエンデル氏によると本工場はマーシャル人100名に職を与えることができるとの事である。

本プロジェクトへはデンマーク政府とコペンハーゲン・ハンデル銀行が資金融資を行う。

ウエッデル氏によると数名の経営陣が招かれる。デンマーク人の指導員、技術者、マネージャーらで残りの仕事はすべてマーシャル人が受けもつ。

工場は1日8時間の操業で、10トンのマグロを原材料として2万5千個のツナ缶を生産する。製品のほとんどは輸出される。

(山口良二訳)

明るい明日のために

見直そう 温泉の効果

わが国は世界でも屈指の温泉国で、全国の温泉地は約千五百カ所。

湯治の言葉に代表されるように、昔から温泉は病気の治療などに広く利用されてきました。近ごろは観光化が目立つ温泉地ですが、もっと温泉効果にも目を向けたいものです。全国に散らばる、いろいろな温泉の種類と効用、上手な温泉の利用法などについて中央温泉研究所の益子安所長に話を聞きました。

◇泉質で効用も違う

大きく響く環境・気候
温泉地での飲めや歌えの遊興もストレス解消の効果はあるでしょうが、大金をかけてわざわざ出かける必要はないはず。温泉地に来たからにはやはり湯の味々を満喫し、その効果を最大限に引き出したいものです。

ひと口に温泉といっても、湯の成分によって効果も異なりますが温泉全体の共通効果としては次の点があげられます。

【神経痛・筋肉痛・五十肩・運動マヒ・関節のこわばり・打ち身・くじき・痔・冷え症・慢性的消化器系の疾患】などに対し共通効果があります

が、そのほか疲労回復、健康増進、病後の体力回復などにも役立ちます。

一方、次のような症状があるときは泉質にかかわらず入浴は禁止です。

【急性疾患】とくに熱があるとき
活動性の結核・ガン・重い心臓病・腎不全・呼吸不全・出血性の疾患・ひどい貧血・妊婦とくに妊娠初期と末期】

なぜ温泉が種々の病気に効果があるのか今もって完全に解明されてはいません。熱の刺激や温泉に含まれる成分が体に作用すると同時に、益子所長は「精神的な影響も大きい」として周囲の環境、気候といった自然との結びつきの影響力の大きさを指摘しています。

◇上手な温泉の利用法

▽浴用と飲用 温泉の利用法というと浴用だけにとらわれますが、もう一つ飲用もあります。日本では余り一般化していませんが、海外では浴用と並ぶ温泉の二大利用法として盛んに行われています。最近では日本でも飲用施設のある温泉地もあるので利用してはいかがでしょう。ただし飲用は新鮮な温泉に限ります。浴用の温泉を飲んで

かえって危険です。

▽湯かげんは 日本人は一般に熱い湯を好みます。たとえ銭湯などですと冬は四十二〜四十五度といった高温。逆に欧米では三十六〜三十八度の体温とほぼ同じ微温浴が一般的。微温浴と高温浴の利用法を考えてみましょう。

微温浴は体に鎮静的に作用します。高血圧や脳卒中によるマヒのリハビリや不眠症、神経の衰弱などに効果があります。

高温浴は微温浴とは逆に体に興奮的に作用します。とくに心臓や血液の循環に影響が大きい。また新陳代謝をよくし、体のこわばりを柔げる働きもあります。しかし高温浴は危険も大きく高血圧の人や動脈硬化症、心臓の悪い人は避けることです。

▽入浴時間と回数 入浴時間は湯の温度にもよりますが初めは三分から十分程度にとどめ、徐々に時間を延長していきます。

入浴回数も初日は一日一回、二日目からは一日二、三回とします。温泉は普通の湯に比べ刺激が強いのので、初日から何回も入るのは慎みましょう。

▽療養期間 は短期間ではなかなか効果は得られませんが、二〜三週間腰を落ちつけ療養しましょう。逆に余り長期になっても思ったほどの効果は得られません。

四週間が限度でしょう。

◇ 湯あたり起こしたら

入浴を何度か繰り返しているうちに全身がだるくなったり、食欲が落ちたりすることがあります。これが湯あたりです。便秘や眠気をもよおすことも比較的多く、そのほか頭痛、発熱、発汗、下痢といった多くの症状があります。入浴回数を減らしたり一日入浴を中止します。

かつては湯あたりが強いほど病氣治療に役立つと考えられた時期もありましたが現在では否定的。湯あたりが起ったときは安静にするよう心掛けましょう。

〔健康医療新聞サンヘルスより〕

故嘉村 栄様の

御逝去を 悼む

本会篤志会員嘉村 栄様が去る10月4日御永眠されました。

嘉村様は昭和42年以来篤志会員として殆ど毎年遠い山口県から慰霊祭に参加され、格別の御協力を頂きました。元海軍大佐、航空隊司令として、ナウル、オーシャン、ギルバート、マーシャルの各島で勤務されました。謹んで御冥福をお祈り致します。

タラワ環礁

下里 梅子

骨壺に英霊と書かれし紙一枚 紙一枚に幾日を哭きし

肩を抱き生きて帰るよといひし声胸のおくどで響りやまざりき

近々と南十字星が見えるよと終いの手紙を書きしは何処

タラワ環礁はいかなる島ぞいまだ見ぬ砂丘の風がしきりに呼ばう

あかときのおつのはざま誰やらむ吾れを呼ぶともわれが味ぶとも

梅干の種を割りたる強き歯よ体に良いとすすめてくれしが

漆黒の闇のいずべの声ならむしきりと吾れを見ぬ地へ誘う

現地妻めとりいるとも命あらば八十路に近き君に逢いたし

長きときかけし夢ぞあきらかに珊瑚礁タラワにわれは侍ちたり

この礁の何処に果てし君なるや足裏の砂に血のほてりくる

茜さす浜をさまようやどかりのその数知れず兵の化身や

拭いても溢るる涙頬ぬらす南瀛の碑にぬかずきにつつ

戦後とは苛酷な生きざま指すものや生々流転の言葉は易き

誰がために流せし血潮ぞたがために赤き花咲く玉碎の島

(下62) 札幌市豊平区福住三条

八丁目一八九一四六

英霊にこたえまつる道(上)

国際政治評論家 齋藤 忠

△まえがき▽Ⅱ大東亜戦争は、日本の起した侵略戦争であった。日本が悪かったのだから東京裁判の判決は致し方がないなどと思ひこまされている人の少なからず居るのは、誠に残念なことです。

この問題を考えるのに有益な資料として、昭和五十九年三月六日に、靖国神社で行われた斎藤忠先生の講演の内容を、先生始め関係者の御諒承を頂きまして掲載いたします。

御熟読と、同憂の方に輪読をお願いいたします。

斎藤先生の略歴Ⅱ明治三十五年生れ。東大文学部英文学科卒、同大学院博士課程修了。国際政治・軍事に関する評論執筆六十余年。多くの官私の大で講義。日本評論家協議会常任委員、海軍省外交委員、NHK対外放送委員、読売新聞論説客員、ジャパンタイムズ論説顧問、国民新聞社最高顧問、文部省教科書検定審議会委員外官私要職を歴任。

著書「北欧神話」「世界政局の焦点」「祖国復興の宿願」等多数。

(編集委員会)

祖国の運命の重大な転換期 御拝眉の機を賜わり、誠に嬉しく存じます。文官ではございましたが、大戦の前から、久しく海軍省で、国際政治および国際法に関する御相談相手としてお仕えしておりました者。現在も、日本郷友連盟の顧問、英霊にこたえる会の参与の席末に加えて戴いております。父も、叔父も、また、日露の戦いに従軍して、満州の野に転戦した者でございます。

私がこの世に生を享けましたのは、その日露戦争開戦の二年前。すでに八十余年の歳月が流れ過ぎております。だが、その八十余年の歳月こそは、祖国の三千年の歴史のあいだにも前例を見ぬ風雲の時代でありました。

とりわけ、第二次大戦終って後の四十年こそは、祖国の命運に至大の関連を持つ時期であったと言わなければなりません。もし、このままに空しく時を過ごすならば、日本という国は或は、喪われるであろう。われわれと、次の時代を担う若い世代との間には、すでに大きな断層が出来ております。

祖国の最大の悲劇は、大東亜戦争における一旦の敗戦ではございません。われわれが受けました最大の試練は、

その敗戦後、七年余にわたる苛烈な占領統治であった。これこそ、わが日本を、一時的にもせよ、精神的亡国の事態に追い込んだものであったのです。

戦いは、つとに終っていた。東京湾上、米戦艦「ミズリー」の艦上で、降伏の文書にもすでに調印を終っていたのであります。それにも拘らず、彼等は、兵を進めて、この国を占領した。

それも、一週間や、十日のことならば、日本が降伏の条件を履行するかどうかを監視するための事として、忍び得るかも知れない。だが、占領は七年余にわたって続けられた。そのあいだ、わが日本は、事実において亡国の状態に在ったのです。

国家を構成するものは、国民であり、国土であり、そして、主権であります。だが、わが国土は、その占領のあいだ、完全に、米合衆国軍の手に制握されていた。

さらに、わが主権は、「占領軍最高司令官に従属する」と定められていたのであります。わずかに残るものは、抵抗の力を持たぬ国民だけであったのです。

戦い終って四年後、ソビエト連邦の強力な援助によって中国の共産主義革命が成功することが無かつたらば、そして、その共産主義政権下の中華人民共和国とソビエト連邦とが俄かに相近づいて、わが日本を敵として条約の本文に明記した攻守同盟条約を締結す

ることがなかつたらば、占領は、なお長く続いたかもしれない。おそらくは続いたであろう。

その「中ソ友好同盟条約」が締結された同じ年の六月、この条約を背景として、朝鮮動乱は突発したのであります。三十八度線を越えて韓国に侵入した北朝鮮軍のあとに続いて、元帥彭徳懐の指揮する百数十万の中共義勇軍は、激浪のように南朝鮮に突入して、まっしぐらに、わが博多の対岸、釜山に向かって前進した。この時、初めて、米合衆国は、アジアの危機の本質に気付いたのであります。

占領軍最高司令官マッカーサーは、ただちに国連軍を率いて朝鮮半島に上陸し、侵入軍を撃退し去った。北朝鮮軍の背後に動いた中共軍の行動に、彼は、何よりも深く憤ったのであります。「この行動は許し難い。もし飽くまでもアジアの平和を破壊するということならば、米合衆国は、彼等北朝鮮背後の力に對して、原子爆弾を使用することにも敢えて辞さぬであろう」という烈しい決意さえも言明しているのであります。

もし、占領下の無力の非武装国家、日本を共同の敵と宣言した中ソの軍事同盟が実現せず、これを背景に持つ朝鮮動乱が突発しなかつたらば、米合衆国による日本の占領は、おそらくは、なお続いたであろう。或は、今日もなお、われわれは、占領下に置かれ

ていたかもしれない。その意味で、これは、わが日本にとって、天祐であつたと言えるでありましょう。

米合衆国は、にわかには日本に近づいて、講和の条約を締結したのであります。その上にも、なお、日米安全保障条約を提供して、日本を護る姿勢を明らかにしたのであります。

七年余にわたる占領の最大の目的は？

だが、そこに到るまでの七年余にわたる占領統治の本質こそは、表面に現われたところとは全く異なつて、史上多く例を見ぬ残酷苛酷なものであったのであります。占領軍当局の政策の根底にあつたものは、彼等が最も深く警戒したわが国民の祖国に對する至純の愛を破壊することであつた。皇室に對する彼等の恋關の至情を奪うことであつた。国の伝統を、また、民族の精神を、あますところ無く破壊し去ることであつたのです。

その目的のためには、彼等は、考え得る限りのあらゆる手段を尽したのであります。「神道指令」は、もとより、その一つであつた。「極東国際軍事裁判」という違法の裁判も、また、その本来の目的が、日本国民をして祖国の戦争を否定せしめ、これを憎悪せしめるに在つたことは、今日、疑う者も無いでしょう。

戦いのあいだの激しい敵意も、憎しみも、まだ消えやらぬ戦争終結直後、

十一の戦勝諸国が寄つてたかつて一つの敗戦国をほしいまに断罪した此の裁判の隠された最大の目的は、言うまでもなく、わが日本の「大東亜戦争」を飽くまでも侵略の戦争と規定することに在つたのであります。これによつて、日本国民をして、その祖国を憎悪し、呪詛せしめることにあつたのであります。

言論・報道の徹底的統制の成果

だが、それにもましてなお見のがし得ぬ破壊の工作は、占領軍当局の民間情報教育局が中心となつて推進した報道機関の徹底的統制であり、教育の支配であつたのであります。

「革命遂行のための最も効果ある手段は、報道機関の掌握である」という意味のことを、ロシア革命の祖、ニコライ・レーニンも口にしております。日本占領の米軍は、それを言葉通りに実行した。彼等は、わが新聞と放送局とを、ことごとく、彼等の完全な統制下に置いたのであります。

昨日まで各新聞社の主要な地位に在つた者は、ほとんど追放されました。各社の人事は、彼等の統制の下において、完全に一新されたのです。

その上に、新たに組織された極めて強力な労働組合——それは、占領軍当局が、最初のあいだ、日本革命の原動力として、最も大きな期待をかけていたものであつた——その新しい労働組合は、すべての新聞社、放送協会に、

例外なく配置されたのであります。当時、わがNHKが、占領軍の指示によって、日本の戦争の「真実」を国民に周知せしめるための番組として、「真相箱」と題する放送を長い歳月にわたって続けていた事実を、いままなお、記憶する人は多いはずでございます。その放送番組の目的も、また、日本の戦争が悪虐な「侵略」の暴挙であったという宣伝を、あくまでも、わが国民の脳裏にたたき込むことであつたのです。

極東国際軍事裁判史観の強制

だが、それにもまして遙かに徹底的であり、永続的であつたのは、その占領軍当局がわが教育に加えた規制であつたのであります。

七年余にわたるその占領の期間中、国史という課目は、完全に抹殺された。国の歴史は、「社会科学」の一部として、きわめて簡単に教えられたに過ぎないのであります。それも、神武天皇の大御代の建国の御事蹟などは、ほとんど伝えられてはいないのです。

遙かに後、近代の歴史に入っても、日露戦争後の記述にいたっては、もはや、言語道断とでも言うより他に評すべき言葉も無い。その根底に在るものは、言うまでもなく、「極東国際軍事裁判史観」なのであります。

占領軍当局は、確かに、わが国に命令しております。「今日以後、グレイト・イースタン・ウォー（大東亜戦

争）なる表現を用いることを禁ずる。これはパシフィック・ウォー（太平洋戦争）と呼ぶべきである。」と。

彼等にとつて、この戦いは、西欧に対する反逆の戦いであつた。数百年の久しい歳月のあいだ、彼等の植民地主義の虐圧下に、あらゆる苦惨に堪えて生きて来たアジア、アフリカの民であつたのであります。日清、日露の大戦以来、日本が自身の命運を賭けて戦つて来た幾たびかの戦いこそは、そのアジア、アフリカの諸民族のために、喪われた彼等の自由と独立とを再び彼等の手に取り返そうとした必死の試みであつたのだ。

それは、アジアにおいてただひとり、最後までその自由と栄光を護り得たわが日本が、同じアジアの諸民族に負う義務であり愛の証であつたと言えるであろう。だが、その日本の命運を賭けた戦いの意図は、戦勝諸国によって完全に否定されてしまつたのであります。

何よりも許し得ぬことは、この戦を「侵略戦争」として記述すべきことを指示していることであります。いわゆる「極東国際軍事裁判史観」。それが、わが国における歴史教育の基底として、占領軍当局によって指示されたものであつたのです。

前敵国の完全な占領下に置かれて居た時期ならば、それも、或は致し方が無かつたかも知れない。だが、今は、

その屈辱の境涯をとうに離脱して、すでに四十年に余る歳月を経ているのであります。独立主権国家として自ら恥ずるところは無いのか？

当時、この政策をもつてわが日本に臨んだ占領軍最高司令官ダグラス・マッカーサーその人すらも、後には、わが日本の戦いの正義を確認しております。米合衆国議会の委員会において証言して、日本の戦いが自身の存在を護るための已むを得ざる緊急避難の措置であり、自衛の戦いであつたことを明らかにして居るのであります。

極東国際軍事法廷において首席検事を勤めたキーナンも、また、後日、「あの裁判は大きな誤りであつた」と告白しているではないか？

ひとり、わが日本だけが、その占領の期間中に前敵国によって施された暗示をいつまでも排除し得ずに、今に及んでもなお、次代国民の教育においてさえも、平然として祖国の誹謗を続けつつあるとは何とということでありましょうか？

ソビエト連邦の暴虐無残の行為

戦いすでに終つて後の昭和二十年八月十八日。ソビエト連邦は、わが南樺太および千島列島に兵を進めて、これを奪い去りました。

言うまでも無いことではございますが、わが日本とソビエト連邦とのあいだには、戦争関係は無かつたのであります。

まして、日本はすでに降伏を受諾して、戦いは終つていたのだ。東京湾上、米戦艦「ミズーリ」の甲板上で、降伏の文書にすらも調印を終つていた。陛下の終戦の御詔を拝して、わが将兵は、すでに、いっさいの抵抗を棄てて居たのであります。

そればかりではない。ソビエト連邦は、わが日本とのあいだに、中立不可侵の条約をさえも締結していた。その条約は、なお、蔽として効力を存していたのであります。

それにもかかわらず、ソビエト連邦は、無法の攻撃によって、南樺太を奪い去つた。千島列島を劫掠した。ついには、北海道にさえも兵を進めようとしたのであります。

わが本土に在るマッカーサー軍の動きを警戒して、いったんは得撫（うるつぶ）島まで後退した。だが、それも東の間。米軍動かずと見るや、ふたたび兵を進めて、択捉（えとろふ）、国後（くなしり）を侵し、ついには、北海道の一部、歯舞（はほまい）、色丹（しこたん）の両島群をまでも奪い去つたのであります。

およそ八万のわが同胞は、無二無三に、ソ連に拉し去られて、無惨の労役を強いられる結果となつた。

いま、わが教科書が問題とするものは

満洲においても、此処に在つたわが同胞が受けた迫害は、それにもまして、

悲惨の限りであった。何万の邦人が、ソ連軍によって、無惨の限りの虐殺を受けたことか？ いまなお、恐怖の脱出行の途中で訣れ訣れになった父母を尋ねて、年ごとにわが日本を訪れる孤児たちの悲しい運命は、そもそも誰が造ったのか？ 現在のわが国民は、その重大な事実を、ほとんど問題にしては居らぬように見えるではございませぬか？

それと同じく、許し難いのは、当時、満洲に在って終戦を迎えた七十万のわが関東軍将兵に対する彼等の暴虐の限りの迫害であります。

繰り返して申します。わが日本は、ソビエト連邦とのあいだに、戦争の關係は持つて居なかつたのであります。しかも、兩國のあいだの中立不可侵条約は、なお嚴として、その効力を存していたのであります。

わが宣戦を受けても居らぬソビエト連邦が、すでに戦いは完全に終つて後、無法にも満洲に侵入して、わが皇軍の將兵をことごとく捕虜とした。これは許され得ることか？ まして、彼等は、わが將兵の多くを、シベリアの氷雪の荒野に拉致して、あらゆる無惨な強制労働を課したのであります。

同時に、また、彼等は、捕われのわが將兵に、祖国の革命のためのあらゆる洗脳工作を施したのであります。多くのわが忠勇の將兵は、有無を言わさず、ソビエト連邦の志す「天皇島革

命」のための尖兵としてのあらゆる訓練を強制されたのです。

その人々のうち、ともかくも、祖国へ帰り得た者は、半数にも充たない。残る人々はいまなお、氷雪の野に、捕われの日々を過ごしておられるのであろう。それとも、すでに悲運の生涯を終つて、異国の丘の上の物言わぬ墓となつておられるか？

このような無残な行為が許され得るであろうか？ これをこそ、天も人も許さぬ悪魔の所業というべきであらう。

だが、わが国の教科書は、例外なく、これを無視しているのであります。この残酷の所業に一言でも触れた教科書を、私は、ついに見ておりませぬ。

却つて、ほとんどすべての教科書が強調するのは、祖国の戦つた戦争の侵略性なのであります。その著者の多くは右の「侵略」の表現を、文部省が、「進出」或は「進攻」と改めるよう、強要したと非難するのです。

彼等は、飽くまでも占領軍当局の指示に忠実に、祖国の戦いを侵略戦争と誣いようとするのであろうか？

護國の英靈を泉下に 哭せしむる行為

何よりも重大な疑惑は、彼等が、「侵略」とは何を意味するかを、果して誤りなく承知して居るかということでありませぬ。

戦争そのものは、国際法において、決して違法のものではございませぬ。

これは、国家と国家との紛争が平和的手段によつては解決し能わざる場合、それぞれの国家の主張を貫くためのやむを得ざる手段として、国際法が明らかに容認するところでありませぬ。したがつて、戦争の手段に訴えることは、すべての国家が国際法の上において持つ基本権なのであります。

そして、自国の存在を護るための戦争を、違法の行為として糾弾することが在り得ましようか？

占領軍最高司令官としてわが日本の占領を指揮したダグラス・マッカーサーその人すらも、さきにも申し上げましたように、米合衆国議会の委員会において証言して、日本の戦いを、やむを得ざる緊急避難の行動であり、自衛の戦いであつたと断言しているのです。それも、どのような根拠によつて、わが大東亞戦争を侵略戦争と誣いるのであろうか？

なによりも許し得ぬのは、この國の明日を託すべき青少年に、この虚偽を教え込み、彼等をして自身の父祖を憎ましめ、祖国を呪詛せしめる所業でございます。これこそは、この戦いに二つなき命を捧げて、笑つて戦場に散華したわが忠勇の將士たちを、泉下に哭せしめるもの。断じて許し得ることではございませぬ。

一九二八年の「戦争放棄に 関する条約」

その「侵略」ということの定義こ

そ、現在、国際法の上で大きな問題になつて居るのであります。

さきにも申しましたように、戦争は、國と國とのあいだの対立が平和的手段によつては解決が望まれぬ場合、それぞれの国家の主張を貫くためのやむを得ぬ手段として、国際法の認める行為であります。そして、そのための手段が防衛的であらうと、また攻撃的であらうと、関するところは無かつたのであります。

不法の迫害を受けた國が、その苦しみに堪え兼ねて、先制して攻撃を開始する場合もあり得ましよう。或は、また、相手の不法の攻撃を警戒する國が、やむを得ず、まず攻勢を採つて、相手の行動を抑止しようとするのも、当然、考えられるのであります。

特定の戦争を違法の行為として禁止することを企図した歴史は、なお、極めて新しい。その最初の企図は、一九二八年の「戦争放棄に関する条約」でございました。この条約は、その第一条に、「締約國ハ、國際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且、其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」と規定してあります。

ここに初めて、「國家の政策の手段としての戦争」は、違法の行為として、放棄を要求されることになつたのであります。その意図が、自衛の戦争

に非ざる武力行使を禁止するに在ったことは、言うまでもありません。だが、その法が禁止する「国家の政策の手段としての戦争」とは、どのような戦争を意味するかは、今日までのところ、全く明らかになされてはいないのであります。

侵略戦争を判定する基準は？

この問題を決定するために、幾たびか、国際会議は開催されました。だが、どのように論議を尽くしても、一つの戦争を侵略の戦争と判定する基準を確立することは、今日まで、遂に出なかつたのであります。

なによりも、自国の戦争を自ら侵略戦争であると認める国家は、今日まで、在り得なかつたのであります。

極めて最近の例を取つて見ましても、たとえばソビエト連邦が中東のアフガニスタン民主共和国において強行しつづける行動でございます。万目に見るところ、これは、確かに侵略であるに相違ない。近代的意味における軍事力と言ふべきものを殆ど持たぬ此の国に八万の精銳の軍隊を投入して、その国土の大半を制圧し、首都を占領して、ついには、この国の元首アミン大統領を殺害するにさえ至つた。これこそ、無法の限りの侵略と言ふべきでありましょう。

国際連合も、当然、これを侵略の行為として、烈しく糾弾したのであります。ところが、当のソビエト連邦は、

平然と、空うそぶいて、これを鼻であしらっているのです。

「そのアフガニスタンとの間に、わがソビエト連邦は、すでに前年、善隣友好の条約を締結している。われわれが軍をアフガニスタンに進めたのは、その善隣条約によって執つた行為。アフガニスタン政府の要請によって軍隊を投入したに過ぎない。これが何で侵略であり得ようか？」と、反撃する始末であります。

そもそも国際連合というものが創設されたのは、御承知の通り、第二次大戦もすでに終つて後の、一九四五年十月のことでございます。その国際連合の憲章には、第三十九条に、「安全保障理事会が侵略行為の存在を認定する」旨を規定してはおります。

だが、それは、国際連合憲章の規定の上だけのこと。現実の問題としては、出来得ることでは無かつたのです。

わが首都、東京の、旧陸軍省の建物に法廷として極東国際軍事裁判が強行されたのは、あたかも、その前後のことでございます。国際連合の安全保障理事会においてすら認定できなかつた侵略行為を、極東国際軍事裁判法廷がその内容を決定できるはずは無かつたのです。

それにもかかわらず、彼等は、全く一方的に、有無を言わず、わが日本を侵略国家として断罪したのであります。

第二次大戦に適用し得ぬ 国連総会決議

その国際連合が、ともかくも、「侵略」の内容を決定することが出来たのは、それから三十年の歳月を経過した後の、一九七四年のことであつた。この年も終りに近い十二月十四日、国際連合は、総会の決議として、初めて「侵略」の定義を作つたのでございます。

その決議によれば、侵略とは、一つの国家が他の国家の主権、領域保安、または政治的独立に対して、これを排除することを目的として武力を行使することであり、或はまた、国際連合憲章の目的とは、相容れぬ方法によって武力を行使することを意味するのであります。

だが、これは、国連総会の単なる決議であつて、もとより、法的拘束力を持つものではないと見做さなければなりません。総会決議というものの性質上、それは当然のこと。国際連合参加諸国は、この決議の内容を遵守する義務を負うものではないのであります。

これらの決議の内容が、正式の条約として立法化された場合、初めて、侵略の定義は法的に確立される。そして、その時に到つて、初めて、右の内容による侵略の行為は、国際法上の犯罪として認められることになるのであります。

しかしながら、その内容を持つ正式

の条約が成立したとしても、その規定を、遠く過去にさかのぼつて、大東亜戦争およびそれ以前の日本の戦いに適用することは、もとより、許されることではございません。「法は既往にさかのぼらず。」それが法の原則でございます。

国際法における自己解釈権の 本義

まして、第二次大戦およびその以前の時点におけるわが日本の行動が国際法上合法の行為であつたことは、あまりにも明白でございます。これを国際法上の犯罪であつたと強弁することは、法に全く無知な者の誤りか、或は、故意に日本を陥れるための所業と見るほかは無いのであります。

現在のところ、いずれの戦争が侵略であり、いずれの戦争が侵略でないかを決定する基準は全く無い。その戦争が侵略であつたか否かを決定し得る者は、その戦争を戦つた当の国家だけなのであります。

それが、現在の国際法における限界なのです。

さきにも申しました一九二八年の「戦争放棄に関する条約」。あの条約の案文の起草に当たつた者は、米合衆国の当時の国務長官、ケロッグでございます。彼は、その年一九二八年六月二十三日、わが日本を含む関係諸国に対し、公文をもって、条約案文起草の趣旨および意図を伝えておりま

す。

その文書の中で、ケロッグは、自衛権こそは、すべての主権国家に固有のものであり、あらゆる国際条約の中に暗黙のうちに必ず含まれているものであることを明確に述べております。

「すべての主権国家は、いかなる場合においても、条約とは関係なく、自国の領域を他の国家の攻撃または侵入より防衛する自由を保有する」と彼は言明している。そして、特に彼が信念をもって主張しておりますのは、「事態が自衛のために戦争に訴えることを必要とするか否かを決定する権利を保有する者は、その当の国家なのだ」ということなのであります。法の上でいう「自己解釈権」。——自国の戦争が自衛の戦いであるか否かを決定し得る権利を保有する者は、その当の国家であり、その当の国家だけなのだということなのであります。

(以下次号へつづく)

○豊砂御入用の方はどうぞ……

マーシャル、ギルバート諸島中の日本人の戦死された殆どすべての島の豊砂を保管しておりますので、御入用の方はお申込み下さい。代金、送料など一切いりません。

ナウル主計会
よりの御芳志

本会は創立以来、各島毎に結成されている戦友会と友好関係の維持につとめており、御厚誼を頂いております。去る七月三日、ナウル主計会より次の書簡を受取りました。

『拝啓 梅雨に入りうとうとうらしい毎日が続きますが、御機嫌如何でいらっしゃいますでしょうか、お伺い申し上げます。さて、去る二十三日ナウル主計会の席上、今年は四十年祭にあたりますので、靖国神社にたままつりに献灯を致すこととし、広く欠席者にも案内しましたところ、予想を超える協力が得られ、一対を奉納することができ、なお若干の余裕が出ました。』

この余裕金は翌年の例会費に繰入れるべきものでありませんので、拠出者の主旨をくみ、甚だ僅少ではございますが、貴会運営費の一部にでも充当させていただきますたく、茲許同封致しましたのでお納めいただきたくお願い申し上げます。

昭和六十年七月一日 敬具
ナウル主計会 (六七警、横二特)
世話人 塩野 宜徳
マーシャル方面遺族会 御中
(金老万円添)

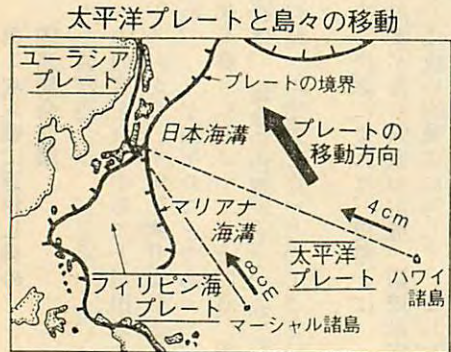
マーシャル諸島 日本に近づく

電波研が測定 1年間に8センチ

郵政省電波研究所は5日、米航空宇宙局 (NASA) との協力で実施した実験で、太平洋プレート運動の実測に成功したと発表した。

地球の表面が十枚程度の巨大な岩盤 (プレート) に覆われ、岩盤相互の動きによるひずみの蓄積で巨大地震が発生するという「プレートテクトニクス理論」が始めて数量的に測定されたもので同研究所は日本付近で起こると予想される巨大地震の予知技術向上につながるかと期待している。

この実験は十億光年以上遠方にある電波星からの電波を、複数のアンテナで同時に受信し、電波が到達するわずかな時間差によってアンテナを設置し



た地点の距離をセンチ単位の高精度で測定する技術。日米間で昨年度から共同実験が行われている。

この結果、59年と60年の一年間に、鹿島とマーシャル群島が8センチ、鹿島とハワイ島が4センチそれぞれ短くなっていった。これは太平洋プレートがほぼ北西方向に動き、太平洋上の島々が年間8センチの速度で日本列島に近づいていることを証明しているうえ、プレートテクトニクス理論で考えられている数値 (約10センチ) とほぼ一致している。(60・11・6朝刊各紙)

戦地に行った日本刀についてのアンケート

大東亜戦争中、多くの軍人軍属が日本刀を携行して出征しました。中には文化財級の伝家の宝刀を所持された方もおられました。

この度当会と関係ある某団体から戦地に行った日本刀についての調査の依頼がありましたので、お尋ねいたします。

- 日本刀を携行して戦死された方のご遺族は、お差支へない限り、同封のがきの通信欄で御回答下さい。
- 1、銘 (なるべく全文字)
 - 2、陸、海の区分
 - 3、戦死の場所
 - 4、拵

靖国神社公式参拝実現

昭和六十年八月十五日、国民の願望にこたえて中曽根総理大臣外閣僚が靖国神社に公式に参拝されました。永年この日のために撓みない努力を続けて下さった、英霊にこたえる会をはじめ全国の有志の皆様、そして決断下さった総理大臣外閣僚者に、心から御礼を述べさせて頂きます。

感激を新にするため、英霊にこたえる会だより号外の中から一部を摘録いたします。

湧きあがる歓声

総理は「公式」を明言

終戦の日さながらに照りつける真夏日の下、東京・九段の靖国神社参道の両側には、全国からつめかけた千人を超す遺族会の人たちははじめ多くの参拝者たちが、暑さも忘れて待ち続けた。終戦四十周年の記念の日、中曽根内閣総理大臣が国を代表し、公人として公式参拝をするのだ。祖国に生命を捧げた英霊の眠る靖国神社を、国が正式に認め追悼し、顕彰するのである。

午後一時四十分、総理の車が第二鳥居前に到着。藤波官房長官、増岡厚相を伴い、モーニング姿の総理は神門を通り、まっすぐ参道を拝殿へ。背筋をのびし、ゆっくりと玉砂利を踏みしめる総理の歩みにつれ、両側の人垣から波のようにどよめきが湧き、大きな拍手が起る。「ありがとう」「よく決断してくれ」と次々に歓声があがる。喪服姿の老婦人が思わず白いハンカチを顔に押しあてた。拝殿前で総理は靴をぬぎ、無言のまま本殿

へ。本殿の二本の柱の内側には、玉ぐし料に代えて供花料を公費から支出することになった生花が飾られてある。藤波長官を左に増岡厚相を右に従えて立ち、総理はみたまに約二十秒間黙禱を捧げ、深ぶかとお一礼して元の道筋を戻った。この間、約五分。

拝殿前で報道陣のつきつけるマイクに、総理は「内閣総理大臣の資格で参拝した。公式参拝です」と明言、さらに「宗教活動にわたらないように配慮した。日本の国民の大多数の支持を得たものと確信している。憲法に違反するものではなく、まして軍国主義につながるものではない」とよどみなく言い切った。

このあと、入れ違いに、国外出張中の労相、通産相を除く全閣僚が「公式参拝」をした。われわれが熱望し、努力を尽くして運動を続けた「靖国神社公式参拝」は、本会が発足して十年、参拝形式はともかくもようやくこの日晴れて実現したのであった。

英霊にこたえる会統一見解

終戦四十周年を迎えた本年、国の礎となられ、静かに靖国神社に眠られる戦没者のみたまに対して、中曽根内閣総理大臣をはじめ各閣僚の公式参拝が行なわれましたことは、当然のこととはいいなから極めて意義深いことでもあります。永年、公人が公人たる資格において、戦没者に対し敬意と感謝の誠を捧げるべきであると運動を行なってきた本会は、総理の決断に深く敬意を表するものであります。

昭和六十年八月十五日

寄 附 者 芳 名

(敬称略)
(四十二名)

本欄の掲載の会員各位は、年度会費御完納の上の御寄附であり本会運営に寄与するところ多く役員一同いつも感謝申し上げます。一層節約を旨とし本務遂行に事欠かぬよう留意致しますので今後共御協力頂きたく御礼と共に御願ひ申し上げます。
(昭和60年6月1日から昭和60年10月31日までに入金の方)

篤志会員(会友) その他

- 一〇〇〇〇 ナウル主計会殿
- 五〇〇〇〇 岡光吉彦殿
- 四〇〇〇〇 井上義夫殿
- 三〇〇〇〇 小川長吉殿
- 三〇〇〇〇 匿名
- 〇 北海道
- 〇 青森県
- 三〇〇〇〇 渡辺 精治
- 〇 岩手県
- 一〇〇〇〇 母 小杉 リサ
- 〇 福島県
- 一〇〇〇〇 兄 三浦 一郎
- 〇 茨城県
- 一〇〇〇〇 長男 飯村 忠義
- 〇 栃木県
- 一〇〇〇〇 弟 淀川 元弘
- 〇 群馬県
- 二〇〇〇〇 兄 新後閑 彰
- 〇 埼玉県
- 一〇〇〇〇 長男 岡 安宏
- 一〇〇〇〇 弟 山藤 茂
- 〇 東京都
- 一〇〇〇〇 兄 浜平 きみ
- 一〇〇〇〇 弟 柳沢 正雄
- 〇 神奈川県
- 三〇〇〇〇 妻 岡村 栄子
- 三〇〇〇〇 妻 三村ともよ
- 三〇〇〇〇 長女 川名 茂子
- 二〇〇〇〇 兄 和田 芳治
- 〇 新潟県
- 一〇〇〇〇 妻 田中トメノ
- 〇 富山県
- 二〇〇〇〇 母 石丸 ユン
- 〇 岐阜県
- 二〇〇〇〇 姉 米田 トシ
- 〇 静岡県
- 三〇〇〇〇 妻 中村 ちよ
- 〇 京都府
- 八〇〇〇〇 妻 松田ふじえ
- 〇 山口県
- 五〇〇〇〇 妻 山田 八重
- 〇 愛媛県
- 三〇〇〇〇 兄 後藤 行雄
- 〇 福岡県
- 一〇〇〇〇 妻 長谷川田鶴
- 一〇〇〇〇 弟 内富みつよ
- 〇 長岡 俊夫
- 一〇〇〇〇 兄 榑木孝二郎
- 三〇〇〇〇 妻 深川 芙由
- 三〇〇〇〇 妻 一瀬クモエ
- 二〇〇〇〇 兄 小柳 顕義
- 二〇〇〇〇 兄 富安 一喜
- 一〇〇〇〇 兄 木 貞利
- 〇 佐賀県
- 二〇〇〇〇 長女 山田 雪子
- 〇 鹿儿岛県
- 二〇〇〇〇 妻 林 吉子
- 〇 宮崎県
- 一〇〇〇〇 妻 山内 キク
- 〇 鹿児島県
- 二〇〇〇〇 妻 老山ツヅエ
- 〇 沖縄県
- 二〇〇〇〇 妻 丸田 キワ
- 二〇〇〇〇 妻 島袋 ヒデ

(一頁直会旅行会よりつづく)

◎変更 申込み後の取消しは電話などで早くご連絡下さい。一月中に取消しの際は払込金全額をお返しします。二月になってからは取消料等を差引かせて頂きます。当日に近い程返戻額が少くなります。

◎コース 九日正午頃(慰霊祭、総会終了後)バスにお弁当、飲み物等を積んで靖国神社を出発します。東名高速、小田原バイパスから一路、湯本ホテルに直行、早目に着きますので、ゆっくりと温泉浴でくつろいで下さい。天下の嶮と歌われた箱根八里の石畳の道がホテル庭園内に現存しています。往時を回想しながら邸内を散策し、屈指の名湯と言われるホテルの露天風呂で昔日を偲び、別館の豪華な大理石浴場で歴史のロマンを語り合うのも一興です。お風呂を上ったら若やいだ気持ちで楽しい宴会に参りましょう。ホテル自慢の料理を味わいながら芸達者な皆様の歌とお国自慢をご披露下さい。カラオケもあります。くじ引も用意しました。おたのしみに。

翌日十時出発、早雲寺参観、苑内に金木犀の大樹と石垣山の一夜城に使われた鐘楼があります。次いで箱根山を周遊、大観山の展望台で芦の湖を眼下に、雄大な富士を眺望、踵を返せば南に相模湾が広がります。(大観山の名称は横山大観の絵にちなむと言われています。)山をおりて小田原の鈴廣の

蒲鉾工場を見学します。売店には、箱根、小田原周辺の名産品が用意されています。

この大食堂で昼食をとり、電車でお帰りの方のため、小田原駅に寄りませう。時間があれば曾我梅林を見たいと欲ばっています。東名高速で東京駅に着くのは六時頃と予定していますが、お帰りの切符は一時間位余裕をみてお手配下さい。参加申込みはなるべくお早く。当日の受付は多分、満杯でお受け出来ないと思います。

本部だより

◎靖国神社には御家族お揃いで……今年度の慰霊祭は二月九日(日曜日)です。御家族皆様お揃いでお越し下さい。特に十代、二十代の若い皆様をお連れ頂きとう存じます。

◎八月の現地慰霊参加希望の方……都合によってあとで取消して結構です。行きたいと思う方は、申込んで下さい。今後の連絡は申込者だけにいたします。ギルバート諸島にも行くことになる公算大です。

◎会員名簿の整備に御協力を……前号でお願いした資料をまだ出していない方はなるべく早くお出し下さい。お知らせ頂きたいことは、「戦歿者の氏名、陸海軍の別、戦歿場所、遺族との続柄、住所、氏名、電話」です。

謹賀新年

昭和六十一年元旦

◎本会役員及び篤志会員

名誉会長	浮田 信家	篤志会員	石井 清
顧問	栗林 徳五郎	同	大野 克一
相談役	朝香 孚彦	同	木ノ下 甫
会長	佐藤 宗丕	同	ケイス・エス・ウイリアムス
常任幹事	大高 吉郎	同	ジョン・ウイリス
同	田中 雄吉	同	新藤 岩男
同	田中 雄吉	同	瀬沼 光久
同	荒木 常子	同	土屋 太郎
同	佐竹 エス	同	徳原 徳子
同	高林 芳夫	同	西村 祐造
同	山口 良二	同	長谷川 栄次
同	山崎 正清	同	長谷川 敏
同	柴崎 晃	同	本埜 和昭
同	高橋 鎮夫	同	松平 永芳
同	内山 浅子	同	村岡 達志
同	木下 満子	同	森山 喜久雄
同	木村 久子	同	山村 幸四郎
同	黒川 誠	同	横溝 幸四郎
同	高橋 功	同	

○はがきの使い方に御注意……

この度お送りした私製はがきは「料金受取人払」になっています。61年6月30日までに投函する時は、切手をはらないでお出し下さい。7月1日以後出すときは、必ず40円切手をはってお使い下さい。

本部

郵便番号 一〇三
東京都中央区日本橋
人形町一八二
マーシャル方面遺族会
電話 〇三六六一八七六〇番
FAX 〇三六六一六二四一